

【注意事項】

浪江町内への公益目的の一時立入りを申請される事業者の方へ

1. 公益目的の一時立入りとは

立入りができなければ著しく公益を損なうことが見込まれる者が、自らの責任において帰還困難区域へ立入りを行うものです。公益目的とは、具体的に以下のような場合になります。
これらの公益目的に該当しない場合は、帰還困難区域等へ立ち入ることはできません。

- 復興に関わるインフラ工事
- 地域経済を支える重要な事業活動を行っている事業者
- 町民帰還・財産保全に関して重要な事業活動を行っている事業者
- 町の安全を守る事業活動を行っている事業者
- その他町長が公益上特に必要と認めるもの

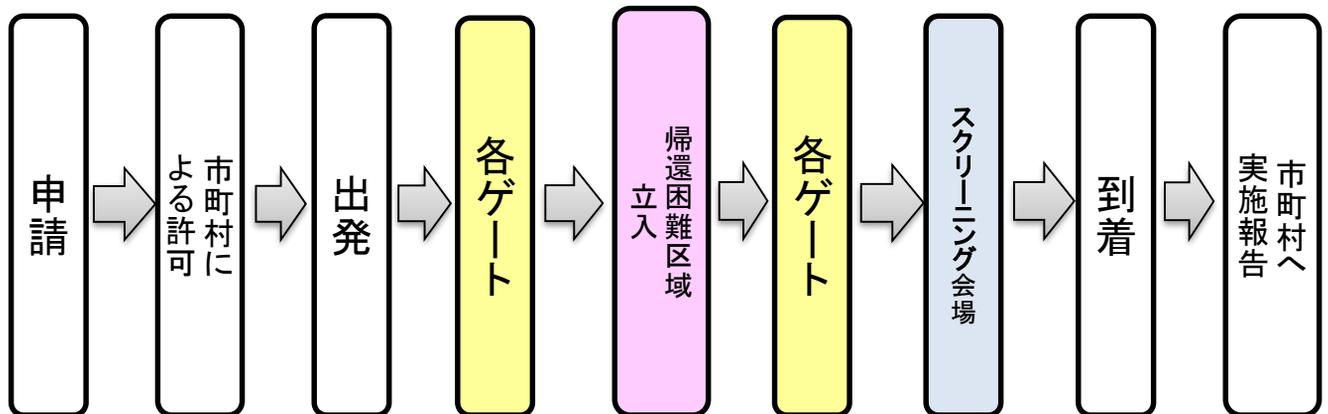
これらの公益目的に該当しない場合は、浪江町内へ立入りすることはできません。

2. 公益目的の一時立入りの流れ

各ゲートでは浪江町から発行された通行許可証及び申請書の写しに加え、運転手を含めて乗員全員が運転免許証等の公的な証明証を必ず持参して下さい。

※申請書に登録した車両、人員、ルート以外は立入ることはできません。

- ①立入者及び車両のスクリーニングを必ず受けてください。
- ②毛萱・波倉スクリーニング場のみ、重機、特殊車両、大型車両のスクリーニングが可能です。
- ③車両の洗浄についても毛萱・波倉スクリーニング場のみとなります。



3. 持ち出せないもの

以下のものについては、持ち出しをご遠慮いただいております。

- ・食べ物、薬、化粧品、生き物
- ・事業に関係のないもの
- ・スクリーニングの結果、1万3千cpmを超えたもの（裏面参照）
- ・屋外にある農機具など除染が困難なもの

4. 防護装備

放射線防護の観点から、以下の装備をご自身で用意し、着用の上、立入りを行ってください。

- ・防護服又は雨合羽（長袖・長ズボンの場合は不要）
- ・帽子、マスク、靴カバー、ゴム手袋

5. 放射線管理

- ・**帰還困難区域**への立入りに際して物品等を持ち出す場合は、GMサーベイメータ及び線量計を必ず用意してください。お持ちでない場合は市町村にご相談ください。また、物品の持ち出しを行わない立入りに際しても、個人の被ばく線量の管理のために線量計を必ず用意してください。
- ・「2. 公益目的の一時立入りの流れ」のスクリーニング(汚染の計測)会場では、身体及び搬出車両のみスクリーニングを行うこととなっておりますので、**立入車両及び搬出物品については、ご自身でGMサーベイメータを使用して必ずスクリーニングを実施してください。**スクリーニングの結果、**1万3千cpmを超えたものは搬出をご遠慮いただいております。**
- ・一時立入りに際しては、一回の立入りあたり被ばく線量が**1mSv以内**となるよう線量計による管理を徹底してください。
- ・事業者は、従業員が受ける放射線量が**直近一年間で20mSvを超えない**よう適切に管理してください。
- ・事業者は、「東日本大震災により生じた放射性物質により汚染された土壌等を除染するための業務等に係る電離放射線障害防止規則」(除染電離則)を遵守してください。規則の詳細については、最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。
- ・GMサーベイメータ



搬出物品等の汚染を計測

※申請書
⑤立入者
同意事項確認内容

・線量計



身体が受けた被爆量を計測

6. 同意事項

- **帰還困難区域等への一時立入りにあたっては、以下の全ての事項を確認の上、同意の場合は申請書「⑤立入者」の「同意事項確認」欄に・チェックをお願いします。**
- **帰還困難区域が危険であることを十分認識し、自らの責任において立入りを実施します。**
- **帰還困難区域を出る際には、自身の体及び立入車両について、確実にスクリーニングを実施し、必要があれば除染を行います。物品を持ち出す場合には、現場において積込み前に放射線測定を行い、汚染されていないもののみを持ち出すよう注意します。また、帰還困難区域に残されていた車両を搬出する場合には、必要があれば除染を実施した上で、汚染されていない車両のみを搬出します。除染については毛萱・波倉スクリーニング場のみとなります。**
- **申請内容を遵守します。**
- **立入場所(立入場所までの往復を含む。)においては、災害応急対策に従事する担当者の指示及び安全管理のために同行する者の指示に従います。**
- **一時立入りに付随して発生するゴミ等の廃棄物は、除染が必要なものを除いて立入者が責任を持って適正な処分をします。**

7. その他

- ・申請書作成の際には、**目的・搬出物・数量**を具体的に記載してください。
- ・申請内容と異なる行動が判明した場合、**通行証が利用できなくなる場合があります。**
- ・帰還困難区域に立入る際は、**必ず申請書の写し及び通行許可証に加え、運転手を含めて乗員全員が運転免許証等の公的な証明書を携行してください。**開閉ゲート等通過時または入退時に、警備員等にこれらの内容を確認される場合があります。
- ・一時立入終了後、速やかに市町村へ実施報告をしてください。